児童手当

新・新規の申請は5月中に！

（現在受給中のかたは申請の必要はありません）

今まで所得制限を超えているために受給できなかったかたも、毎年6月分の手当からは最新の所得状況によって審査しますので、限度額未満となり受給することができる場合があります。これは、年によって所得や扶養親族などの状況に変動があるためです。また、限度額が改正されることもあります。

前に請求して却下となったかた、現況届による審査で受給資格が消滅したかたなども、受給することができる場合がありますので申請するようにしてください。6月分から受給するためには、5月中に認定請求の手続きをする必要があります。

※手当は、申請の翌月分から支給になります。早めに申請してください。なお、資格があっても申請しないと受給できませんのでご注意ください。公務員のかたは勤務先に申請してください。

手続きに必要なもの

①申請者の「健康保険被保険者証のコピー」または「年金加入証明書」
※国民年金に加入のかたは必要ありません。

②申請者名義の普通預金口座番号がわかるもの（申請者名義で、ゆうちょ銀行・ネット銀行を除く各金融機関）

③印鑑

④平成20年1月1日に皆野町に住所なかったかたは、「平成20年度所得課税証明書」または「平成20年度（児童手当用）所得証明書」（扶養人数、各種控除などの記載のあるもの）
※平成20年1月1日の住所地で交付を受けてください。

⑤その他必要に応じて提出していただく書類があります。

問合せ　健康福祉課福祉介護担当
☎62-1230　内線111

●平成20年度所得制限限度額

扶養親族などの数	所得制限限度額	
	国民年金加入者・未加入者	厚生（共済）年金などの加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円

軽自動車税・自動車税の納期限は6月2日㈪です！

▶軽自動車税とは

軽自動車やオートバイなどに課税される町の税金です。

今年度から、郵便局でも納付できるようになりました。また、便利で安心な口座振替もできますので、ぜひご利用ください。

問合せ　税務課課税担当　☎62-1230　内線132

▶自動車税とは

普通四輪自動車などに課税される県の税金です。各金融機関・郵便局のほかコンビニエンスストアでも納められます。

自動車税の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立てられ、県内の緑の保全などに活用されます。

問合せ　秩父県税事務所　☎23-2110